

前漢の典客・大行令・大鴻臚

熊谷滋三

はじめに

第一節 問題の所在

第二節 典客から大鴻臚に至る官名變更

第三節 典客（漢初～景帝中六年）

第四節 大行令（景帝中六年～武帝太初元年）

第五節 大鴻臚——典屬國統廢合以前——（武帝太初元年～成帝河平元年）

第六節 大鴻臚——典屬國統廢合以後——（成帝河平元年～前漢末）

第七節 景帝中二年令の検討

第八節 屬官について

第九節 典客系統の官の變遷と性格

おわりに

はじめに

675

先に筆者は、前漢王朝では、(1)應對する周邊異民族（蠻夷）について「降者」と「歸義」という區分をし、(2)「蠻夷降者」は典屬國の官が、「歸義蠻夷」は典客（後の大鴻臚）の官がそれぞれ管轄し、(3)「蠻夷」に對する具體的な處遇においては、その區分に應じて異なる處置がとられたが、(4)前漢後半期、とくに宣帝のころから、兩者に對する實質的な處

遇に共通ないしは近似する點が見られるようになり、その結果、成帝河平元年（前二八）に典屬國が廢止され大鴻臚に吸収されたと考えられることなどを指摘した⁽¹⁾。しかし、前稿は「蠻夷降者」と「歸義蠻夷」についての検討を中心としたため、典屬國・典客の兩官については考察できなかった。そこで、前漢における兩官について検討し、前稿を補足・検証しつつ、前漢の異民族統御システムについてさらに明らかにしていきたい。

第一節 問題の所在

『漢書』卷十九百官公卿表（以下、百官表と略稱）上には、

典客、秦官、諸の歸義の蠻夷を掌る。丞有り。景帝中六年、大行令に更名し、武帝太初元年、大鴻臚に更名す。屬官に行人・譯官・別火の三令丞及び郡邸長丞有り。武帝太初元年、行人を更名して大行令と爲し、初めて別火を置く。

王莽、大鴻臚を改めて典樂と曰う。初め、郡國邸を置くに、少府に屬し、中ごろ中尉に屬し、後に大鴻臚に屬す。：

……

典屬國、秦官、蠻夷の降者を掌る。武帝元狩三年、昆邪王降り、復た屬國を増すや、都尉・丞・候・千人を置く。屬官は九譯令。成帝河平元年、省きて大鴻臚に并す。

とある。また、典客は秩中二千石で丞が千石、典屬國は秩二千石の官であった⁽²⁾。まず、これらの史料にもとづきながら、兩官に関する問題の所在を明らかにしておきたい。

第一は典客から大鴻臚に至る官の職掌についてである。従来から、典客の條の「諸の歸義の蠻夷を掌る（掌諸歸義蠻夷）」は「諸侯・歸義の蠻夷を掌る（掌諸侯歸義蠻夷）」の誤りとする指摘があったが、戰國秦の異民族支配について検討された矢澤悦子氏は、漢代の典屬國にも論及されたなかで、「諸侯・歸義の蠻夷を掌る」を是としたうえで、漢初には、典客は諸侯管理の官で、蠻夷の管理は典屬國のみが擔當し、「諸侯・歸義の蠻夷を掌る」とは、河平元年に典屬國が典客の後身

である大鴻臚に統廢合され、大鴻臚が諸侯と蠻夷の雙方を管理するようになった後のことを示すものとされる⁽⁴⁾。この説に従うならば、前漢における蠻夷の管理は、典客と典屬國の二系統の官から典客の後身である大鴻臚に一本化されたのではなく、典屬國からそれを吸収した大鴻臚に繼承された終始一系統の官によって擔當されていたことになり、そうだとすれば、蠻夷に對する「歸義」と「降者」の區分も實際には存在しなかったという結論にもなりかねないが、前稿でも指摘した如く、矢澤説も含めて、從來の研究では、「歸義蠻夷」と「蠻夷降者」の意味や違いについて考慮せず、すべて同様の「蠻夷」としてひとくくりに扱ってきた點に問題があり、すでに兩者の區分について明らかである以上、こうした説に従えないことは自明であらう⁽⁵⁾。しかしながら、典客から大鴻臚に至る官の職掌という點について見るならば、これらの官が諸侯管理に關わっていたことを示す史料は少なからずあり、また『續漢書』百官志二には、

大鴻臚、卿一人、中二千石。本注曰く、諸侯及び四方の歸義の蠻夷を掌る。

とあって、後漢の大鴻臚は諸侯と歸義蠻夷とを掌っていた。したがって、前漢の典客から大鴻臚に至る官の職掌について、その内容と變遷を明らかにすることが必要である⁽⁶⁾。

第二は、典屬國についてで、これは屬國制の變遷とも密接に關わる問題である。典屬國が成帝河平元年（前二八）に大鴻臚に統廢合されたことは、『漢書』卷十成帝紀の同年の條に「六月、典屬國を罷め大鴻臚に并す。」とあることによって確かめられ、さらに百官表によれば、屬官は九譯令で、武帝元狩三年（前二〇）の昆邪王投降にともなう屬國増置（五屬國の設置）に際して、あらたに都尉・丞・候・千人が置かれたこともわかるが、しかし、漢初から五屬國設置をへて大鴻臚に統廢合されるに至るまでの經緯については、何名かの典屬國任官者がわかる程度で、具體的な内容は不明である。また、先に筆者は、五屬國の設置に始まるとされる前漢の屬國制の形成については明らかにしたが、それ以前の屬國制⁽⁷⁾、あるいはそれ以後の屬國制の展開については未だ不明な點が多い。

以上のように、典客と典屬國の兩官についてはそれぞれに問題があり、言うまでもなく、それらは相互に關連する問題

でもある。しかし、第二の典屬國の問題は、前述の如く、屬國制の變遷という問題と深く關わる問題でもあり、別に扱う必要があるので、本稿では、典客系統の官を中心に検討していきたい。

第二節 典客から大鴻臚に至る官名變更

前掲百官表によれば、典客は、景帝中六年（前一四四）に大行令に改稱され、さらに武帝太初元年（前一〇四）に大鴻臚に改稱された。⁽⁸⁾ 官名變更は、單なる名稱の變更にすぎない場合もあるが、職掌や組織などその官の實質に關わる何らかの變更にもなつて行なわれる場合も當然考えられるから、典客系統の官の職掌の内容と變遷を明らかにするうえで、官名變更は重要な問題である。とくに、この典客から大鴻臚に至る官名變更の過程には問題があるので、まずこの官名變更の問題點について整理しておきたい。

百官表に見える景帝中六年と武帝太初元年の官名變更について確認してみると、景帝中六年については、『史記』卷十一孝景本紀の中六年の條に、

四月……廷尉を更命して大理と爲し、將作少府を將作大匠と爲し、主爵中尉を都尉と爲し、長信詹事を長信少府と爲し、將行を大長秋と爲し、大行を行人と爲し、奉常を太常と爲し、典客を大行と爲し、治粟內史を大農と爲す。大內を以て二千石と爲し、左右內官を置き、大內に屬せしむ。

とあり、『漢書』卷五景帝紀の中六年の條にも、きわめて簡略ながら「十二月、諸の官名を改む。」とあって、『史記』が四月、『漢書』が十二月としている點は異なるが、ともにこの年に官名變更があつたことを傳えている點では一致しており、とくに『史記』は具體的に百官表の記事を裏附ける。また太初元年については、『史記』卷二八封禪書に、

夏、漢、曆を改め、正月を以て歲首と爲し、而して色は黃を上とし、官名更められ印章は五字を以てし、太初元年と爲す。

とあり、『漢書』卷六武帝紀の太初元年夏五月の條にも同様の記事があつて、やはりいずれもこの年に官名變更があつたことを傳えている點で、百官表の記事と一致する。

一方、前掲百官表によると、屬官の行人も太初元年の官名變更で大行に改稱された。しかし、王先謙『漢書補注』も指摘するように、前掲『史記』景帝本紀の中六年條に「大行を行人と爲し」と見えることから、この行人はもとは大行であつたが、景帝中六年の官名變更で行人に改稱され、太初元年の官名變更で再び大行にもどされたと解される。

以上を整理すると、漢初には典客と大行であつたのが、景帝中六年に、典客が大行に、大行は行人に改稱されたが、太初元年には、大行が大鴻臚に改稱され、行人はもとの大行にもどされるという、左の如き、いささかややこしい官名變更が行なわれたことになる。

漢	初	典客	大行令
景帝	中六年	大行令	行人令
武帝太初元年	大鴻臚	大行令	

ところが、『漢書』卷五景帝紀を見ると、

中二年春二月、令して、諸侯王の薨じ、列侯の初めて封ぜられ及び國に之くには、大鴻臚に諡・誄・策を奏せしむ。列侯の薨じ、及び諸侯太傅の初めて除せられ官に之くには、大行に諡・誄・策を奏せしむ。

とあり、太初元年よりも早い景帝中二年（前一四八）の令文にすでに大鴻臚が見え、前掲諸史料から知られる官名變更の經緯と矛盾する。また、この令の内容は、典客系統の官が、すでにこの景帝中二年の段階で、諸侯王・列侯管理の少なくとも一部に關わるようになったことを示しており、前掲矢澤説を支持する側面をも持っているのである。

このように、典客から大鴻臚に至る官名變更の過程については、大行の名稱が主官と屬官で入れ替わって使われるような複雑な經緯をたどっていること、『漢書』景帝紀所載の景帝中二年令に、百官表の官名變更の過程と矛盾する官名が使

用されていること、さらにその令の内容が典客系統の官の職掌に関わるものであることの三つの問題點があげられる。しかし、これらの問題を百官表や景帝中二年令の記事のみから明らかにするのは困難であり、また主官と屬官を同時に検討すれば、混亂を招きかねない。そこで、以下、これらの問題を念頭に置きつつ、まず主官たる典客・大行令・大鴻臚について、任官者とその事績を中心に検討し、その後に景帝中二年令と屬官について検討することとしたい。

第三節 典客（漢初～景帝中六年）

百官表下に見える前漢最初の典客就任者は、高祖五年（前二〇二）の薛歐であるが、周知の如く、この年は二月に高祖が皇帝に即位した年で、前漢王朝の實質的初年であるから、典客の官は前漢王朝成立と同時に設置されたと言ってよいであらう。⁽⁹⁾

一方、諸侯王について見ると、百官表上には「諸侯王、高帝初めて置く。」とあり、『漢書』卷一高祖紀によれば、高祖即位直前の五年正月に、齊王韓信を楚王、魏相國建城侯彭越を梁王に封じ、この直後には、この二名と韓王信・淮南王英布・趙王張敖・燕王臧荼らが高祖に皇帝即位を勧める上疏をしており、また即位直後には、番君吳芮が長沙王、故越王亡諸〔無諸〕が閩越王に封じられ、さらに『漢書』卷十四諸侯王表によれば、翌六年には楚王交ら宗室四名が封建されている。このように、漢初から諸侯王が存在する以上、それを管理する官が置かれた可能性は當然考えられなければならない。

しかし、まず前掲百官表に「典客・秦官」とあることからすると、當然、前漢の典客は秦を繼承した官と考えられるが、前稿でも指摘したように、戦國秦にとっての「歸義」には「蠻夷」⁽¹⁰⁾だけでなく六國も含まれ得るものの、六國が消滅し諸侯王の制度もとらなかつた統一秦では諸侯管理の専官が置かれたはずはなく、統一秦でも典客が置かれたとすれば、それは「歸義の蠻夷を掌る」官と考えざるをえない。すなわち、戦國秦・統一秦いずれの典客も、國外に由來する問題に

對處する官であった。また、「諸侯」を列侯と解することもできるが、百官表上には「主爵中尉、秦官、列侯を掌る。」とあり、秦・前漢ともに列侯管理の專官として主爵中尉を置いていた。したがって、秦の後を承けた前漢が、典客を諸侯管理の專官として設置したと見るのは不自然で、漢初の典客は、やはり「諸の歸義の蠻夷を掌る」官か、少なくとも「諸侯・歸義の蠻夷を掌る」官と見なければなるまい。實際、前掲の漢初の諸王のうち、吳芮と亡諸はともに南方の異民族の系統であり、こうした點から見れば、諸侯王と歸義蠻夷の管理には重複する面があるとも言える。

とすると、この時期の典客が、實際にどのような活動を行っていたのか、蠻夷管理のほかに、諸侯王管理にも関わっていたのかどうかを明らかにすることが必要である。そこで、『史記』・『漢書』からこの時期における典客任官者をあげてみると、⁽¹¹⁾

高祖五年(前二〇二)??

薛歐

惠帝七年(前一八八)～高后元年(前一八七)

審食其

高后七年(前一八一)??

劉揭

文帝三年(前一七七)～文帝七年(前一七三)

馮敬

文帝七年(前一七三)??

靚

の五名がわかるのみで、景帝期の任官者についてはまったく記録がない。この五名について見ると、薛歐は廣平侯に封ぜられたこととその略歴が、審食其は呂后側近としての事績を中心に高后元年に典客から左丞相に遷されたことなどが、それぞれ知られる程度で、典客の官に關わる記事はなく、靚に至っては百官表下に「典客靚」とあるのみで、事績はもちろん、姓氏すら不明である。そこで、残る劉揭と馮敬について検討してみよう。

まず劉揭は、在任期間がいつまでか不明であるが、『史記』卷十孝文本紀の元年十月條に「典客劉揭、身ずから趙王呂祿の印を奪う。……典客劉揭を封じて陽信侯と爲し、金千斤を賜う。」とあり、少なくとも文帝元年までは典客であった

ことがわかる。⁽¹²⁾この封侯・賞賜は、高后八年（前一八〇）の反呂氏クーデターと文帝擁立における功績に對するもので、『史記』卷十九惠景間侯者年表の侯功にも「典客もて趙王呂祿の印を奪い、殿門に關して呂産等の入るを拒ぎ、共に孝文を尊立するを以て」とあり、いずれの記事にも「趙王呂祿の印を奪う」とあることから、この記事は典客が諸侯王管理に關わっていたことを示す事例である可能性がある。そこで、『史記』卷九呂太后本紀を見てみると、

太尉絳侯（周）勃、軍中に入りて兵を主るを得ず。……（酈）寄をして往きて呂祿を給き説かしめて曰く、「……足下趙王の印を佩びるも、急ぎ國に之きて藩を守らず、迺ち上將と爲りて、兵を將いて此に留まり、大臣・諸侯の疑う所と爲る。足下何ぞ將印を歸し、兵を以て太尉に屬せしめざる。梁王に請いて相國の印を歸せしめ、大臣と盟いて國に之かば、齊兵必ず罷み、大臣安んずるを得、足下枕を高くして千里に王たらん、……」と。呂祿信じて其の計を然りとし、將印を歸し、兵を以て太尉に屬せしめんと欲す。……計猶豫して未だ決する所有らず。……太尉、北軍に入らんと欲するも、入るを得ず。襄平侯（紀）通、符節を尙れば、迺ち持節し矯りて太尉を北軍に內る。太尉、復た酈寄をして典客劉揭と先に呂祿に説かしめて曰く、「帝、太尉をして北軍を守せしめ、足下の國に之かんことを欲す。急ぎ將印を歸して辭し去れ。然らざれば、禍且に起こらん」と。呂祿……遂に印を解きて典客に屬し、兵を以て太尉に授く。太尉、之に將たらんとして軍門に入るや、軍中に行令して曰く、……。太尉行き至るに、將軍呂祿もまた已に上將軍の印を解きて去れば、太尉、遂に北軍に將たり。

とある。この記事によれば、太尉周勃は酈寄に呂祿を「給き説」かせてその印を詐取し、劉掲はその最終段階で關與していたのであるが、ここで注目すべきは、前掲の孝文本紀・侯者年表に見える「趙王呂祿の印」とは、趙王印ではなく、上將軍印であつたということである。王印ならば、典客による諸侯王管理の事例である可能性は高いが、將印ということでは、必ずしも諸侯王管理の事例と見ることはできない。酈寄は呂祿に對し「足下何ぞ將印を歸し、兵を以て太尉に屬せしめざる。」と言ひ、さらに「急ぎ將印を歸して辭し去れ。」と述べているように、一貫して「將印を歸」すことを求めている。

るが、「足下枕を高うして千里に王たらん」と述べているように、王としての身分を問題としていないわけではない。梁王呂産について「請いて相國の印を歸せしめ」とあるのも同様であろう。この反呂氏クーデターの成否は、趙王呂祿が握っていた北軍の指揮權を奪取できるかにかかっており、事態が切迫した最終段階において、周勃は、襄平侯紀通が符節を管理していたことを利用して、持節して北軍に入ることには成功したものの、「將軍呂祿もまた已に上將軍の印を解きて去れば、太尉、遂に北軍に將たり」とあるように、結局、上將軍印を得てはじめて北軍を掌握することができた。實際、時代は下るが、『漢書』卷六八霍光傳に、

宣帝、……更に（霍）禹を以て大司馬と爲すも、……印綬亡く、其の右將軍の屯兵・官屬を罷め、ただ禹をして官名のみ（霍）光と大司馬を俱にせしむ。また范明友の度遼將軍の印綬を收め、ただ光祿勳と爲す。及び光の中女の壻の趙平、散騎騎都尉・光祿大夫と爲りて屯兵を將いるに、また平の騎都尉の印綬を收む。

とあるように、將軍・都尉など武官の印綬は正當な部隊指揮權者であることを示す根據と考えられ、周勃としては是が非でも呂祿から上將軍印を奪取する必要があったのである。そして、將印をおびる者が諸侯王に限られるわけではない以上、將印の回収は諸侯王管理の職掌とは少なくとも直接關係するものではないから、周勃が上將軍印を詐取する最終段階で典客の劉掎を郵寄に同行させたのは、典客がこうした印綬の回収に関わる職權を有していたためと解すべきであろう。この場合、典客が諸侯王管理の官であった立場を利用したという可能性も考えられるが、呂祿が、信賴する郵寄ではなく、典客たる劉掎に印をゆだねたのは、單に典客が諸侯王管理の官であった立場を考慮した結果というよりは、やはり典客が印綬の回収に関わる職權を有する官であったためと解するほうが妥當であり、そうした官が同行してきたからこそ、呂祿は郵寄の「帝、……」という言葉信じたのであろう。したがって、このエピソードは、典客による諸侯王管理の事例ではなく、典客が印綬の回収を行なう職權を有していたことを示すものと見るべきであろう。

次に馮敬は、『史記』卷一一八淮南衡山列傳、文帝六年（前一七四）の條に、

「丞相臣張倉、典客臣馮敬行御史大夫事、宗正臣逸、廷尉臣賀、備盜賊中尉臣福、昧死して言す、……臣請うらくは論すること法の如くせんことを」と。制して曰く、「朕、王に法を致すに忍びず、其れ列侯・二千石と議せ」と。

「臣倉、臣敬、臣逸、臣福、臣賀、昧死して言す、臣謹んで列侯・吏二千石の臣嬰等四十三人と議し、……」

とあり、淮南王劉長の治罪に關與しており、典客の諸侯王治罪への關與を示す事例と見ることが出来る。しかし、丞相・宗正・廷尉・中尉とともに上奏していることや、再議を命じた文帝の制に「列侯・二千石と議せ」とあることなどを考えると、この事例によって、典客が諸侯王管理に専門的に關わる官であったと即斷することはできない。實際、こうした中央政府の高級官僚や列侯らの合議による諸侯王の治罪は、後述するように、後の時期にもしばしば見られるもので、諸侯王治罪の一つの典型と考えられる。ただ、最初に上奏した五名がこの治罪の中心であろうから、馮敬がそこに名を連ねていることは、典客が諸侯王治罪の中心的役割を果たす官であった可能性を示唆する。この點について検討してみると、馮敬は典客であると同時に行御史大夫事であり、上奏文で丞相に次ぐ序列第二位に名を連ねているのも、その行御史大夫事の立場によるものと見るべきで、御史大夫の官は、景帝初期に諸侯王抑制策を推進した鼂錯が御史大夫であったこと⁽¹⁴⁾などから、諸侯王管理に深く關わる官と考えられるから、馮敬は、典客としてというよりも、行御史大夫事としての立場から淮南王の治罪に關わった可能性があり、この事例によって典客が諸侯王治罪に中心的役割を果たす官であったと斷ずることはできない。一方、馮敬とともに上奏した他の四名の官職についても考慮する必要があるが、丞相・宗正・廷尉・中尉いずれの官も、やはり後述するように、後の時期に同様に諸侯王治罪の中心となる例が見られ、そのなかには典客が加わっていない場合が見られる。また、この時期の諸侯王治罪の例でも、景帝中二年（前一四八）の臨江王榮の場合には、『漢書』卷五十三景十三王傳に、

廟の墻垣を侵して宮を爲るに坐し、上、榮を召す。……榮至り、中尉の府に詣りて對簿せらる。中尉郅都、簿責して王に訊うに、王恐れ、自殺す。

とあるように、中尉が單獨で治罪にあたっており、さらに『史記』卷一〇四田叔列傳によれば、景帝前七年（前一五〇）の梁孝王による袁盎殺害事件に際して「梁を案」じた田叔は、もと漢中郡守で、當時は「法に坐して官を失」っていたのを景帝に召されて派遣され、事件後は魯の相に任ぜられており、典客との関係は見られない。このように、典客は必ず諸侯王治罪に關與していたわけではないから、治罪に必須の存在であったとは考えられない。したがって、典客は、他の中央政府の高級官僚とともに諸侯王治罪に關與することはあっても、治罪に中心的役割を果たす官ではなかったと考えられよう。

以上のように、この時期における典客は、治罪での若干の關與はありうるものの、その他には諸侯王管理に關わる面は認められず、少なくとも、諸侯王管理に専門的に任ずる官という側面は見出されない。

第四節 大行令（景帝中六年～武帝太初元年）

『史記』・『漢書』からあげられるこの時期の大行令任官者は次の如くである。

武帝建元元年（前一四一）	光
二年（前一四〇）	過期
五年（前三七）	王恢
元光六年（前二九）	丘
元朔五年（前二四）	李息
元鼎二年（前一五）	張騫
元鼎三年（前一四）	

このうち、光・過期・丘の三名は、やはり百官表下到大行令として記載があるだけで、姓氏・事績ともに不明であるが、王恢・李息・張騫の三名はいずれも「蠻夷」との関係という面では有名と言っても過言ではなからう。

王恢は、『史記』卷一〇八韓長孺列傳によれば、「胡事を習知し」、元光二年（前一二四）のいわゆる馬邑の役における單于襲撃計畫の推進者で、その失敗によって失脚したが、これより先の建元六年（前一二六）の閩越攻撃でも、『史記』卷一一四東越列傳に、

上、大行王恢を遣して豫章に出でしめ、大農韓安國をして會稽に出でしめ、皆な將軍と爲す。……（閩越王の弟餘善、）王を殺し、使いをして其の頭を奉じて大行に致す。大行曰く、「……今、王の頭至り、謝罪す。戦わずして耘くは、利の大なる莫し」と。乃ち……大農の軍に告げ、使いをして王の頭を奉じて天子に報ぜしむ。

とあるように、その中心的役割を果たしており、李息は、『史記』卷一一一衛將軍驃騎列傳の元狩二年（前一二一）秋の條に、

大行李息、將たりて河上に城く。渾邪王の使いを得るや、即ち傳を馳せて以て聞す。

とあるように、大行令として對匈奴防衛線構築の指揮をとり、偶然のこととはいえ、渾邪王投降への對應もしており、張騫は、言うまでもなく、漢朝の西城進出における先驅者で、烏孫への遣使から歸國した後は大行令に就任し、その一年餘り後に死去している。⁽¹⁶⁾

また、百官表下の元封五年（前一一〇）の條を見ると、「成安侯韓延年、太常と爲る。二年にして外國の使人を留めるに坐す。」とあり、『漢書』卷十七景武昭宣元成功臣表にも「元封六年（前一一〇五）、太常爲りて大行令の事を行なうに、外國の書を留めること一月にして、乏興に坐す。」とあって、大行令代行を兼任した太常韓延年が、元封六年に外國からの使節・文書を滞留したため、職務怠慢として處罰されたことがわかる。

以上のように、この時期における大行令には、まさに「歸義蠻夷を掌る」官であったことを示す史料が多いが、それは諸侯王管理の面はどうであろうか。まず治罪の例について見ると、『史記』卷一一八淮南衡山列傳に、

廷尉治驗し、公卿、衡山王を逮捕し之を治めんことを請う。天子曰く、「捕う勿れ」と。中尉（司馬）安・大行（李）

息を遣わし即ち王に問わしむ。……中尉・大行還りて以て聞するや、公卿、宗正・大行を遣わして沛郡と與に王を雜治せんことを請う。

とあって、元狩元年（前一二）の衡山王賜の場合は、大行李息が、中尉や宗正とともに中心的役割を果たしている。また、『史記』卷五九五宗世家には「天子、大行（張）竊を遣わして王后を驗べ及び王勃に問わしむ。」とあり、元鼎三年（前一二四）の常山王勃と前王の后に對する治罪でも、大行張竊が派遣されている。しかし、衡山王賜と同じ元狩元年の淮南王安の治罪では、丞相・廷尉・宗正が關與し、大行令の關與は見られず、⁽¹⁷⁾さらに元狩二年（前一二）の江都王建の場合にも、『漢書』卷五十三景十三王傳に、

漢、丞相長史を遣わし江都相と雜案せしめ、……有司、建を捕え誅さんことを請う。制して曰く、「列侯・吏二千石・博士と議せ」と。議するに皆曰く、「……當に謀反の法を以て誅すべし」と。詔有りて宗正・廷尉をして即ち王に問わしむ。

とあり、やはり丞相長史・宗正・廷尉が中心と見られ、大行令は含まれていない。また『史記』卷五八梁孝王世家に見える建元三年（前一二八）の濟川王明と元鼎元年（前一一六）の濟東王彭離の場合では、いずれも「漢の有司、誅を請う」とあり、また『史記』卷五一荊燕世家に見える元朔元年⁽¹⁸⁾（前一二八）の燕王定國の場合でも「詔して公卿に下すに、皆議して曰く、『……誅に當る』と。上、之を許す。」とあるなど、諸侯王の治罪には、やはり複数の中央政府の高級官僚らが合議する例が多く見られ、そうしたなかにあつて、大行令の役割がやや増してきたものと見られる。

一方、『史記』卷六十三王世家を見ると、元狩六年（前一二七）の三王封建を請う上奏に、丞相・御史大夫・太常・太子少傅行宗正事の官とともに大行令が見え、大行令が諸侯王封建に關與した例と見られる。⁽¹⁹⁾また、『漢書』卷五十三王傳の河間獻王德の條に、

立ちて二十六年にして薨ず。中尉常麗、以て聞す、曰く「王は身端く行い治まり、溫仁恭儉、篤く敬い下を愛し、明

知にして深く察し、鰥寡を恵む」と。大行令奏すらく、「諡法に曰く、『聰明睿知なるを獻と曰う』と。宜しく諡して獻王と曰うべし」と。

とあり、河間王徳の死去は元光五年（前二三〇）で、この記事の大行令が誰かは特定できないものの、この時期の大行令が、諸侯王死去の際に諡を奏上していたことがわかる。なお、このことは前掲の景帝中二年令と關わるが、それについては後述する。

以上のように、この時期における大行令には、「歸義蠻夷を掌る」官の性格が強く見られる一方、諸侯王の管理では、治罪の點で一定の職責を擔っていること、諸侯王封建に關與する例があること、諸侯王の諡の奏上を行なっていることの三點で變化が見られる。

第五節 大鴻臚——典屬國統廢合以前——（武帝太初元年～成帝河平元年）

大行令が大鴻臚に更名された武帝太初元年（前一〇四）には、いわゆる太初改曆とともに、官制全體に大きな變革が加えられたことが知られているが、百官表上を見ると、

主爵中尉、秦官、列侯を掌る。景帝中六年、都尉に更名し、武帝太初元年、右扶風に更名す。内史の右地を治む。……左馮翊・京兆尹と是れ三輔と爲し、皆兩丞有り。列侯は大鴻臚に更屬す。

とあり、この年、主爵都尉（景帝中六年に主爵中尉から更名）が右扶風に更名され、三輔の一として「内史の右地を治む」官となったことにともない、列侯管理の職掌が大鴻臚に移管されたことがわかる。この主爵都尉の「掌列侯」權について、山田勝芳氏は、「主爵は列侯とともに官爵をも掌り、その職務が太初元年以降大鴻臚に歸屬したので揚雄の百官箴に「鴻臚臣司爵」（全漢文卷五四）⁽²²⁾と言うのだ、という陳直氏の指摘（『新證』一二〇・一頁）にも注意しておく必要がある。」と述べておられるが、重要な指摘であろう。

このように、大鴻臚への更名にもなって、「列侯を掌る」（あるいは「爵を司る」）職掌が加わったが、それでは、この時期の大鴻臚の活動はどうであろうか。この時期の大鴻臚任官者を『史記』・『漢書』からあげてみると、次の十五ないしは十六名にのぼる。

武帝太初元年（前一〇四）	〓？	壺充國
太初二年（前一〇三）	〓武帝征和二年（前九一）	番丘成
征和三年（前九〇）	〓	田千秋
征和四年（前八九）		戴仁
征和四年（前八九）	〓昭帝元鳳元年（前八〇）	田廣明
【後二年（前八七）	〓？ ⁽²⁴⁾	利 ⁽²⁵⁾
昭帝元鳳五年（前七六）	〓宣帝本始二年（前七二）	韋賢 ⁽²⁶⁾
宣帝本始二年（前七二）	〓	宋畸 ⁽²⁶⁾
本始四年（前七〇）	〓？	梁
神爵元年（前六一）	〓	蕭望之
神爵三年（前五九）	〓？	李彊
五鳳元年（前五七）	〓？	王禹
元帝初元元年（前四八）	〓元帝建昭二年（前三七）	顯
建昭二年（前三七）	〓成帝建始元年（前三二）	馮野王
成帝建治二年（前三二）	〓	浩賞
建始四年（前二九）	〓	河平元年（前二八）
建始四年（前二九）	〓	漢

しかし、このうちの梁・顯・漢の三名は、やはり百官表下の記載のみで、姓氏・事績ともに不明であり、その他の者でも、大鴻臚としての事績がわかる者は一部に限られる。

まず蠻夷関係では、『漢書』卷七昭帝紀を見ると、始元四年（前八三）冬に「大鴻臚田廣明を遣わして益州を撃たしむ。」とあり、五年（前八二）秋に「大鴻臚廣明・軍正王平、益州を撃ち、斬首捕虜三萬餘人、畜産五萬餘頭を獲たり。」とあって、六年（前八一）秋七月條にはその功により關内侯・食邑を賜る詔が見え、さらに翌元鳳元年（前八〇）三月には「武都の氐人反す。執金吾馬適建・龍領侯韓增・大鴻臚廣明、三輔・太常の徒を將い、皆刑を免じ之を撃たしむ。」とある。始元四・五年條の「益州」は、『漢書』卷九五西南夷傳によれば、姑繒・葉榆等の西南夷の反亂であるから、田廣明は異民族反亂の鎮壓に中心的な役割を果たしていたことがわかる。また、『漢書』卷七八蕭望之傳には、

烏孫の昆彌の翁歸靡、……婚を結びて内附し、匈奴より畔き去らんことを願う。詔して公卿に下し議せしむるに、望之以爲えらく、烏孫は絶域なれば、其の美言を信じ、萬里に婚を結ぶは、長策に非ず、と。天子聽さず。神爵二年、長羅侯常惠を遣わして公主を送り、……未だ塞を出でざるに、翁歸靡死し、其の兄の子の狂王、約に背きて自立す。

惠、塞下より上書し、少主を敦煌郡に留めんことを願う。……詔して公卿に下し議せしむるに、望之復た以爲えらく、「不可なり。……」と。天子、其の議に従う。

とあり、蕭望之は烏孫との交渉で重要な建議をしている。なお、同傳によれば、大鴻臚任官前の蕭望之は、御史大夫魏相に察廉され大鴻臚屬官の大行治禮丞になっている。⁽²⁷⁾

次に諸侯王管理の面を見ると、治罪では、武帝後二年（前八七）の濟北王寬の場合について、『漢書』卷四四濟北王傳に「有司、誅を請い、上、大鴻臚利を遣わして王を召す。」とあり、また昭帝始元元年（前八六）に齊孝王の孫の劉澤が燕王且とともに計畫した謀反が発覺した際には、『漢書』卷六三武五子傳に、「天子、大鴻臚丞を遣わして治め、燕王を連引せしむ。」とあり、⁽²⁸⁾宣帝本始三年（前七一）の廣川王去の場合には、『漢書』卷五三景十三王傳に「天子、大鴻臚・丞相

長史・御史丞を遣わし、廷尉正、鉅鹿の詔獄を雜治せしむ。」とあり、五鳳四年（前五四）の廣陵王胥の場合にも、やはり武五子傳に、

祝詛の事發覺し、有司按驗す。……公卿、胥を誅さんことを請うに、天子、廷尉・大鴻臚を遣わして即ち訊わしむ。とあるなど、關與する中央政府諸官のなかでも大鴻臚の比重が高まっていると見られる。また治罪以外でも、『漢書』卷五十三王傳に、五鳳二年（前五六）の平千王元の死去の際に、「大鴻臚（王）禹奏すらく、『……宜しく嗣を立てざるべし』と。奏して可、國除かる。」とあり、王位繼承の是非について奏上していることから、この時期の大鴻臚は、諸侯王管理の面でも重要な職責を擔うようになっていたことがうかがえる。

一方、『漢書』卷三十六楚元王傳の陽城侯劉徳の傳に、

子の向、僞黄金を鑄するに坐し、法に伏するに當るに、徳、上書して罪を訟う。會薨するに、大鴻臚奏すらく、徳、子の罪を訟え、大臣の體を失わば、宜しく諡を賜い嗣を置くべからず、と。

とあり、大鴻臚が列侯の死去に際して諡の賜與や後嗣について奏上しており、また、『漢書』卷七三韋賢傳を見ると、扶陽侯韋賢の死の直前、門生や宗家が後嗣を變更しようとした際に、「家丞をして上書し大行に大河都尉玄成を以て後と爲さんことを言わしむ。」とあり、さらに賢の死後、「（玄成）深く其れ賢の雅意に非ざることを知り、即ち陽りて病狂を爲し、……爵を襲ぐに當るや、病狂を以て召に應ぜず。大鴻臚、狀を奏するや、韋もて丞相・御史に下し案驗せしむ。」とあって、列侯の後嗣變更について大鴻臚屬官の大行に申し出ていることと、侯位繼承に問題が生じた場合に大鴻臚がその狀況を奏上していることがわかるが、こうしたことは前述の「列侯を掌る」職掌の具體例と言えよう。

以上のように、この時期における大鴻臚は、蠻夷の管理に加えて、諸侯王管理の面の比重が増して重要な職責を擔うとともに、列侯管理の職掌をも持つようになった。

ところで、この時期の大鴻臚についてはなお一點注目すべきことがある。周知の如く、元平元年（前七四）四月に昭帝

が後嗣なく死去すると、大將軍霍光は、群臣が廣陵王を推すのを退け、昌邑王賀を迎えて六月に皇帝に即位させたが、七月には廢位してあらためて宣帝を擁立した。⁽²⁹⁾ このうちの昌邑王賀の擁立について、『漢書』卷六八霍光傳には、

元平元年、昭帝崩ず。嗣亡し。……（霍光、）即日皇太后の詔を承け、行大鴻臚事少府樂成・宗正德・光祿大夫吉・中郎將利漢を遣わして昌邑王賀を迎えしむ。

とあり、昌邑王賀を迎えるために、行大鴻臚事少府・宗正・光祿大夫・中郎將の四官が派遣されている。これは卷六三武五子傳にも見えるが、卷七二王吉傳では「大鴻臚・宗正を遣わし」とあるように、使者の中心は大鴻臚と宗正であろう。それ自體に問題はないが、奇妙なのは、前掲の大鴻臚任官者にある如く、この時の大鴻臚は韋賢であったにもかかわらず、實際には少府の樂成なる人物が行大鴻臚事として派遣されていることである。

そこで、この樂成について見てみると、彼は史樂成（使樂成）といい、『漢書』卷六八霍禹傳に「使樂成は小家の子たりしが、將軍〔霍光を指す〕に幸さるるを得、九卿・封侯に至る。」とあるように、彼は霍光子飼いの部下であった。強引に昌邑王擁立を決めた霍光としては、信頼できる部下を使ったのであろうが、その史樂成が少府という大鴻臚と同じ九卿の官位にありながら、なお行大鴻臚事として派遣されたのは、この時の彼の任務が、大鴻臚でなければできないもの、いわば大鴻臚の專管事項であったことを示している。その具體的内容まではここでは明らかにしえないが、『漢書』卷六十杜延年傳に、

宣帝即位するや、大臣に褒賞せんとし、……有司に詔して定策の功を論ぜしむるに、大司馬大將軍光の功德は太尉絳侯周勃に過ぎ、車騎將軍安世・丞相楊敞の功は丞相陳平に比し、前將軍韓增・御史大夫蔡誼の功は潁陰侯灌嬰に比し、太僕杜延年の功は朱虛侯劉章に比し、後將軍趙充國・大司農田延年・少府史樂成の功は典客劉揭に比す。

とあり、宣帝擁立までの史樂成の功績は、第三節であげた典客劉揭のそれになぞらえられている。このことは、この時の史樂成が果たした任務が、劉揭が典客として行なった上將軍印の回収と同質の行爲であったことを示唆するものと言えよ

う。

第六節 大鴻臚——典屬國統廢合以後——（成帝河平元年～前漢末）

河平元年（前二八）に「蠻夷の降者を掌る」典屬國が「省きて大鴻臚に并」されたことによって、典屬國の職掌は何らか大鴻臚に移管されたと考えられるが、しかし、當時の典屬國に關する狀況が未詳のため、その詳細についてはここでは留保せざるを得ない。『漢書』から知られるこの時期の大鴻臚任官者は次の延べ十二名（左威が再任）である。

成帝河平四年（前二五）～成帝陽朔二年（前二三） 韋安世

陽朔二年（前二三）～？ 勳

鴻嘉元年（前二〇）～？ 愼

永始二年（前一五）～ 元延元年（前一二） 平當

元延二年（前一二）～ 三年（前一〇） 蕭育⁽³⁰⁾

元延三年（前一〇）～ 綏和二年（前七） 王嘉

綏和二年（前七）～ 哀帝建平二年（前五） 謝堯

哀帝建平二年（前五）～ 元壽二年（前一） 畢由⁽³¹⁾

元壽二年（前一）～ 平帝元始元年（後一）⁽³²⁾ 左威

平帝元始二年（後二）～？ 橋仁⁽³³⁾

元始四年（後四） 蕭由⁽³³⁾

五年（後五）～？ 左威

このうちの勳と愼の兩名は、やはり百官表下の記載のみで、姓氏・事績ともに不明であり、大鴻臚としての事績がわかる

のは平當・畢由・左威の三名のみである。

まず、平當について見ると、『漢書』卷七一平當傳に、

當、少くして大行治禮丞と爲り、功次もて大鴻臚文學に補せらる。……長信少府・大鴻臚・光祿勳に累遷す。是れより先、太后の姊の子衛尉淳于長、白して昌陵の成るべからざるを言う。有司に下して議せしむ。當以爲えらく、作治すること連年なれば、遂には就くべし、と。上、既にして昌陵を罷め、長の首に忠策を建するを以て、復た公卿に下して長を封ずるを議せしむ。當又以爲えらく、長に善言有ると雖も、封爵の科には應ぜず、と。前議正しからざるに坐して、鉅鹿太守に左遷せらる。後に、上、遂に長を封ず。

とあり、彼には大行治禮丞・大鴻臚文學をつとめた経験があり、後に大鴻臚に任官している。前掲の如く、その任官期間は永始二年（前一五）～元延元年（前一二）で、『漢書』卷十成帝紀によると、永始元年（前一六）七月に昌陵を罷め、翌二年十二月に昌陵建設中止の獻策を理由に淳于長を關内侯に封ずる詔が出され、元延三年（前一〇）二月になって列侯に封じているから、平當傳に見える淳于長封爵の是非をめぐる議論は、平當が大鴻臚に就任した永始二年中のことである可能性が高く、平當は大鴻臚の立場から「封爵の科に應ぜず」として反対し、その結果、この時は關内侯に封じたのであろう。とすると、このことは、大鴻臚が列侯授與（封爵）の決定に關する権限を持っていたことを示しており、先に主爵から移管された「列侯を掌る」権限を大鴻臚が行使した具體例と言えよう。

次に、畢由については、『漢書』卷四七文三王傳によれば、

哀帝の建平中、（梁王）立、復た人を殺す。天子、廷尉賞・大鴻臚由を遣わし持節して即ち訊わしむ。

とあり、また、成帝陽朔元年（前二四）に梁王を繼いだ立は、鴻嘉年間以來その不法行爲を繰返し糾弾されているが、前引の文に續く梁國の傅・相・中尉への書簡によれば、これ以前にも丞相長史と大鴻臚丞が派遣されており、この時期の諸侯王治罪においても、關與する中央政府諸官のなかでの大鴻臚の比重は高いものと見られる。なお、『漢書』卷九七外

威傳下には、同じく哀帝期に、馮太后とその関係者の取調べに際して、まず御史が派遣され、次いで中謁者が丞相長史・大鴻臚丞とともに「難治」している例も見える。

左威については、『漢書』卷十二平帝紀に、

元壽二年（前二）六月、哀帝崩す。……新都侯王莽、大司馬・領尚書事と爲る。秋七月、車騎將軍王舜・大鴻臚左威を遣わし使持節して中山王を迎えしむ。……九月辛酉、中山王、皇帝位に即ぎ、高廟に謁し、天下に大赦す。

とあり、さらに元始元年（後一）正月の條によれば、「大鴻臚威、前に正論して阿らず、後に節を奉じて中山王を迎え」たとして、關内侯に封ぜられており、前節で指摘した昌邑王賀や宣帝の擁立の場合と同様の例と見られる。なお、立皇太子の場合だが、やはり同様の例として、『漢書』卷十一哀帝紀に、成帝綏和元年（前八）に「執金吾任宏をして大鴻臚を守せしめ、持節して定陶王（後の哀帝）を徵し、立てて皇太子と爲す。」とあり、當時の大鴻臚は王嘉だったにもかかわらず、別に執金吾の任宏が大鴻臚を守って派遣されている。しかし、任宏という人物についてはほとんど史料がなく、詳細は不明である。⁽³⁴⁾

以上のように、大鴻臚としての実績がわかるのは三名のみで、史料に乏しいが、この時期における大鴻臚は、典屬國を統廢合して何らかその職掌を移管したと考えられるものの、その活動や職掌にはそれまでの大鴻臚と著しく異なる點は見出されない。

なお、任官者の経歴について見てみると、韋安世は韋賢の孫、蕭育・蕭由は蕭望之の子で、前節で見たように、韋賢と蕭望之とともに大鴻臚経験者である。とくに『漢書』卷七八蕭望之傳によれば、蕭育は大鴻臚任官前に副校尉や中郎將として匈奴に派遣されており、蕭由も使匈奴副校尉となったことがあり、ともに蠻夷との関係が深く、また同傳に、

元始中、明堂・辟雍を作り、大いに諸侯を朝せしめんとするに、由を徵して大鴻臚と爲すも、會病み、賓贊に及ばずして、還りて故官に歸り、病もて死ぜらる。

とあって、蕭由は明堂の祭儀のためにとくに大鴻臚に任ぜられている⁽³⁵⁾。こうした育・由の任官には、大行治禮丞や大鴻臚をつとめた蕭望之の経歴も影響していたかもしれない。

また、左咸は、『漢書』卷八八儒林傳によれば、公羊春秋の學者顔安樂の弟子冷豐に師事して公羊春秋で一家の學をなした儒者であり、『漢書』卷九九王莽傳によれば、始建國三年に六經祭酒を置いた際に、春秋を講ずる祭酒とされている。さらに、橋仁は、儒林傳に「小戴、梁の人橋仁季卿・楊榮子孫に授け、仁は大鴻臚と爲り、家は世業を傳う。」とあり、小戴(戴聖)の弟子として、禮で一家の學をなした儒者であることから、前漢末期の大鴻臚には儒者が任官する傾向がうかがえる。

第七節 景帝中二年令の検討

ここまでの検討によれば、典客には、諸侯王管理に専門的に任ずる官という面は見られなかったが、大行令は、蠻夷管理の官としての性格が強く見られる一方で、諸侯王管理でも、治罪の點でやや重みを持つとともに、封建の奏上に關わり、諡を奏上しており、大鴻臚は、蠻夷管理に加えて、諸侯王管理で中心的役割を擔うようになるとともに、列侯管理も職掌とするようになり、典屬國の統廢合後もとくに變化は見られない。とすると、部分的にせよ専門的に諸侯王管理に關わるようになったのは大行令からで、列侯管理は大鴻臚からということになるが、この諸侯王と列侯の管理という點に深く關わるのが、先に検討を留保した景帝中二年令である。あらためて『漢書』卷五景帝紀所載の令文を引くと、

中二年春二月、令して、諸侯王の薨じ、列侯の初めて封ぜられ及び國に之くには、大鴻臚に諡・誅・策を奏せしむ。
列侯の薨じ、及び諸侯太傅の初めて除せられ官に之くには、大行に諡・誅・策を奏せしむ。

の如くで、第二節で指摘したように、ここに見える大鴻臚の名稱が百官表などによって知られる官名變更と矛盾することと、この内容が典客系統の官による諸侯王と列侯の管理という面に關わることの二點が問題である。前者の問題から順に

検討してみよう。

この令文に大鴻臚の名稱が見えることについては、顔師古が百官表の官名變更記事に誤りがあるとするのに對し、王先謙『漢書補注』の引く劉敞・劉敞・周壽昌は、武帝の時に官名變更があったことは疑いなく、また武帝初期の記事で王恢・李息を大行令と記し、第四節であげた『漢書』卷五十三王傳に見える河間王德の諡の奏上も大行令が行なっていること、この令文の後續部分（引用は省略）に見える光祿大夫も太初元年以後の官名であることなどを指摘して、この令文は、景帝中二年當時の官名を、後に太初元年以後の官名に書き替えてしまったものとする。後者の指摘には合理性があり、⁽³⁶⁾また前節までの検討でも百官表に記される官名變更と矛盾する史料は他に見られなかったことから、「大鴻臚」は後世の書き替えて、本来は「典客」であったと見てよいであろう。

次に内容について見ると、この令は、諸侯王死去の場合と列侯の初封・就國の場合には典客が諡・誄・策を奏上し、列侯死去の場合と諸侯太傅が初めて任官する場合には大行が諡・誄・策を奏上するよう命じたもので、これによって、典客と大行は、諡・誄・策の上奏という點で、諸侯王・列侯に關わる職務を行なうようになったことになる。

この諡・誄・策の上奏という職務について考えてみると、諡・誄は諸侯王・列侯死去の際のおくり名と追悼文、策は命令書で、ここでは封侯・就國および諸侯太傅任官の際の辭令書・發令書に相當するものであるから、諡・誄・策それ自體は禮制・法制上の形式的文書という性格が強いが、諡と誄は生前の功罪に對する評價にもとづいて決定されるもので、當然その評價は爵位相續の可否に影響し、策は封侯・任官の根據を示す。そして、百官表上に「王を輔く」とある諸侯太傅の官は、その職務の如何が王の功罪を左右する面を持つことからすれば、結局、この景帝中二年令によって、典客・大行は、諡・誄・策の上奏という職務を通じて、實質的には諸侯王位の相續および列侯位の授與と相續という、諸侯王・列侯の地位そのものの管理に關わる職掌をおびるようになったと言うことができる。したがって、列侯管理の職掌一般は、太初元年（前104）に主爵都尉から大鴻臚に移管されたのであるが、すでに景帝中二年の段階から、典客系統の官は、

諸侯王・列侯管理の重要な一部分を職掌とするようになっていたと考えられる。

こうして見ると、『史記』卷一〇七魏其武安侯列傳の元光四年（前一二二）の條に、

上、御史をして魏其の言う所の灌夫、頗る讎らずして欺謾するを簿責し、劾して都司空に繋がしむ。孝景の時、魏其常て遺詔を受く。曰く「事の便ならざる有らば、便宜を以て論じ上れ」と。……魏其乃ち昆弟の子をして上書して之を言わしめ、復た召見を得んことを幸う。書奏上されるや、尚書・大行を案するも遺詔無し。

とあることも注目される。この末尾の原文は「案尚書大行無遺詔」で、従来は、張守節『史記正義』に「天子の崩を大行と曰う。」とあるのに従い、「尚書の管理する文書を調査したが景帝崩御の際の遺詔は無かった。」と解するのが一般的なようであるが、裴駰『史記集解』が引く如淳の「大行は、諸侯を主る官なり。」という説に従えば、前掲書き下しの如く、「尚書と大行令の管理する文書を調査したが景帝の遺詔は無かった。」と解される。どちらも文意は通ずるが、前文で「孝景の時、……遺詔を受く。」とあれば、後文では景帝崩御を示す「大行」の語を使わなくても「遺詔」のみでよいはずで、後者の解釋のほうが妥當ではなからうか。そうだとすれば、この時期の大行令は、皇帝の發する列侯關係の文書管理の一部にも関わっていたことになり、これは景帝中二年令によって典客・大行が列侯位の管理に関わるようになったことから派生した職掌と見ることができよう。

第八節 屬官について

ところで、景帝中二年令では、典客と大行で職務が分擔されており、その内容から見れば、當然この大行は典客の屬官と考えられるが、そうした典客系統の官の屬官についても明らかにしておく必要がある。⁽³⁸⁾そこで、以下、大行から検討していきたい。

第二節で指摘したように、屬官としての大行は、漢初には大行で、景帝中六年に行人に更名され、武帝太初元年に大行

の舊稱にもどされたが、景帝中六年の更名は『史記』孝景本紀にあるのみで、百官表には記載がない。なぜ、百官表は、太初元年の行人から大行への更名は記しながら、景帝中六年の大行から行人への更名は記さなかったたのであろうか。單なる記事の缺落とも考えられるが、『史記』孝景本紀の中六年條には、廷尉・將作少府・主爵中尉・長信詹事・將行・大行・奉常・典客・治粟内史の計九官の官名變更が列擧され、それらを百官表の各官の記事と比較してみると、大行以外は、すべて百官表に採録されている⁽³⁹⁾。また、百官表は典客の屬官を列擧するのに行人の名稱をあげ、それが太初元年に更名されたと記しており、百官表の典客の條は、景帝中六年までの大行について、意圖的に記述を避けたと考えざるを得ない。一方、『史記』孝景本紀も「大行を行人と爲し、奉常を太常と爲し、典客を大行と爲し」と記し、大行を典客より先にあげたうえ、閒に奉常の記事を挟んでおり、この記事全體の官名の記載順序にとくに規則性がないとしても、景帝中二年に見える典客と大行の關係にかんがみれば、不自然との感は否めない。

このように、景帝中六年までの大行に關する史料の記述には疑問がある。そこで、それ以前の大行について見ると、『史記』卷九九叔孫通列傳に、高祖七年（前二〇〇）の長樂宮落成時における朝賀に際して「大行、九賓を設け、臚傳す。」とあり⁽⁴⁰⁾、大行は漢初より設置され、朝廷の儀禮に關與していたことがわかるが、この朝賀に關する史料に典客は見えない。同傳によれば、この朝賀の儀は、高祖に「吾、適今日、皇帝爲るの貴きを知るなり」と言わしめたもので、儀禮を整備してこの朝賀の儀を執りしきった叔孫通は奉常に拜されている。このことは、大行と奉常の關係を示唆し、そうだとすれば、前掲『史記』孝景本紀の官名の記載順も不自然ではない。さらに、『史記』卷二三禮書の冒頭を見ると、「太史公曰く……余、大行禮官に至り」とあり、司馬貞『史記索隱』に「大行、秦官、禮儀を主る。」とある。第五・六節であげた大行治禮丞という官名からもわかるように、後の大行も禮儀を掌る官としての性格を持っていたが、それは漢初からのもので、大行は「禮儀を主る」官として、「宗廟禮儀を掌る」奉常と密接に關わり、また賓客の禮という面では典客と關係したが⁽⁴²⁾、基本的には別系統の獨立した官であったと考えられる。

とすると、景帝中二年令による職務は典客・大行いずれにとっても新たな職務であるから、そこに見られる典客を主とし大行を従とする関係はこの令によって初めて発生したもので、そのことが景帝中六年の大行と典客の官名變更につながったのであろう。すなわち、もとは別系統の官であった兩官は、景帝中二年令によって管掌する職務の一部に事實上の統屬關係を生じたため、中六年の官制整備で、それぞれ更名して大行令を主官とし行人を屬官とする一つの組織に再編成されたのであり、百官表の典客の條が景帝中六年までの大行について記さないのは、大行が正式に典客系統の官の屬官となった時期が、行人に更名された中六年からであったという事情によるものと解されるのである。

前掲百官表は、大行（行人）令・丞の他に、譯官と別火の兩令・丞と郡邸長・丞を屬官としてあげている。このうちの別火は、「武帝太初元年、……初めて別火を置く。」とあるように、太初元年に新設された官で、黎虎氏によれば、「四夷賓客」の飲食關係に對應する官であるから、この屬官の新設は、蠻夷管理の職掌を強化したものと見えよう。

一方、郡邸長・丞は、百官表に「初め、郡國邸を置くに、少府に屬し、中ごろ中尉に屬し、後に大鴻臚に屬す。」とあることから、京師にある郡および諸侯國の邸を管掌し、漢初には少府の屬下にあったが、後に中尉に移管され、さらに大鴻臚に移管されたことがわかる。⁽⁴⁴⁾この移管の時期であるが、中尉・大鴻臚という官名表記が正確であるとすれば、中尉は太初元年に執金吾に更名されており、⁽⁴⁵⁾また大鴻臚は太初元年以降の官名であるから、郡邸長・丞が典客系統の官の屬官となったのも、やはり太初元年ということになる。

このように、典客系統の官では、大行令・丞が、實質的には景帝中二年から、正式には景帝中六年から、別火令・丞と郡邸長・丞が太初元年から、それぞれ屬官となったが、譯官令・丞については、とくに官名變更や新設・移管を示す記事は見られないから、漢初からの屬官と考えられる。その名稱から見て、蠻夷に關わる官であることは明らかであるから、この官だけが漢初における屬官であったということは、やはり、漢初の典客がまさに「諸の歸義の蠻夷を掌る」官であったことを示唆していると言えよう。⁽⁴⁶⁾

第九節 典客系統の官の變遷と性格

ここまでの検討から、典客系統の官の變遷の経緯は以下の如くに整理されよう。

(1) 典客は漢初より設置されたが、漢初においては、從來指摘される「諸侯を掌る」官、すなわち諸侯王管理に専門的に任ずる官という面はなく、譯官令・丞のみを屬官とする「諸の歸義の蠻夷を掌る」官であった。

(2) 景帝中二年令により、謚・誅・策の上奏という職務を通じて、實質的には諸侯王・列侯の地位そのものの管理に関わる職掌をおびるようになり、その職務において、それまで別系統の「禮儀を主る」官であった大行との間に統屬關係が生じた。

(3) そのため、景帝中六年に、典客を大行、大行を行人に更名して、大行令を主官とする一組織に再編成して行人令・丞を正式の屬官に加えた。

(4) その後、次第に諸侯王および列侯管理の面での職掌が擴大していった。

(5) その結果、武帝太初元年に、大行令を大鴻臚、行人令・丞を大行令・丞に更名し、主爵都尉から列侯管理の職掌を移管し、中尉からは郡國邸管理の職掌も移管して郡邸長・丞を屬官に加え、また新たな屬官として別火令・丞を置き、蠻夷管理の面も強化した。

(6) その後、諸侯王管理でも中心的役割を擔うようになった。

(7) 成帝河平元年に典屬國を統廢合したが、その後もそれまでと著しく異なる點はない。

以上の経緯をふまえて、複雑に見えた官名變更についてあらためて考えてみると、景帝中六年の更名は、別系統の官であった典客と大行を一組織に再編成するにあたり、それまでの大行を屬官としたことを示すために典客を大行令に更名し、それにもなつて大行を行人に更名したと考えられ、とくに異とすべき點はない。一方、太初元年の更名は、主官の

大行令の更名にもなつて、屬官の行人を舊稱の大行にもどしたことは領けるけれども、大鴻臚への更名については判然としな⁽⁴⁷⁾い。「鴻臚」の字義についても諸説あつて定説を見ないが、た⁽⁴⁸⁾だ、その字義解釋でもわかるように、「鴻臚」で一語であるから、大鴻臚とは「大きな鴻臚」、すなわち鴻臚の最上位者、鴻臚の長官を意味すると考えられよう。

そこで、「鴻臚」について見ると、『北堂書鈔』卷五四設官部所引の應劭『漢官』に「鴻臚は、景帝置く。」とある。

これは、『漢書』の景帝中二年令に「大鴻臚」とあることによる誤解にもとづく記事とも考えられるが、『初學記』卷十二職官部所引の『漢官』には「秦、典客を置く。……漢、之に因る。景帝、大行令に更名し、武帝、改めて大鴻臚と曰う。」とあり、この『漢官』も應劭のものとすれば、彼は官名變更について正しく認識していたことになり、誤解にもとづく記事とは考えにくい。また、「置く」と「更名」は異なるから、兩『漢官』記事は互いに矛盾しない。したがって、「鴻臚」は景帝が置いたもので、太初元年の官名變更では、それが典客系統の官を表象する名稱とされたために、「大鴻臚」を主官名としたのではなからうか。現状では、『北堂書鈔』所引の記事のみで、他に徴すべき史料がないため、斷定はできないが、可能性として指摘しておきたい。⁽⁴⁹⁾

典客系統の官の變遷についてはほほ明らかとなったが、それでは、「諸の歸義の蠻夷を掌る」典客が、なぜ諸侯王や列侯の管理をも職掌とするようになったのであろうか。

手がかりとなる史料は乏しいが、一つ注目すべきなのは、第三節で検討した反呂氏クーデターにおける劉揭の事績で、典客が印綬の回収を行なう職權を有していたことを指摘したが、劉揭の故事は、第五節で指摘した如く、宣帝擁立後の史樂成の論功でも引用されており、さらに第六節であげたように、成帝綏和元年の定陶王（後の哀帝）の立皇太子の際や平帝即位時にも史樂成と同様の例が見える。また『漢書』卷九十九王莽傳下を見ると、

商人杜吳、（王）莽を殺し、其の綬を取る。校尉、東海の公賓就、故の大行治禮なれば、吳を見て綬主の所在を問う。

とあり、大鴻臚屬官の大行治禮が印綬について知悉し得る立場にあったことが知られることから、典客系統の官は、上述のように變遷していったなかでも、印綬の管理という面で漢初より一貫して何らかの職權を有していたと考えられる。

この點について考えてみると、典客は蠻夷管理の官であり、蠻夷の統御において印綬の授與は重要な意味を持っていたから、典客が蠻夷の印綬の管理に關わるのは當然であるが、劉媵の事例では、漢人である呂祿から、しかも通常は蠻夷に與えない上將軍印を回收しており、少なくともこれらの事實から見限り、典客が漢初から有していた印綬の管理に關わる職權は、蠻夷・漢人の區別なく適用されるものと見なければなるまい。蠻夷管理の官である典客がこうした職權を持つのは一見奇妙にも思われるが、しかし、印綬には漢朝の支配秩序内における所有者の身分・地位を示す標識という面があり⁽⁵¹⁾、その意味では漢人も蠻夷も同じで、通常は漢人に授與される印綬が蠻夷に授與されることもあったから、現實の印綬の管理にあたつて、すべて漢人と蠻夷とに峻別することは困難で、現實的ではない。したがって、印綬の管理では漢人と蠻夷を區別せずに扱う部分があり、典客がそうした部分に關わる職權を有していたとしても、必ずしも異とすべきことではない。

一方、第七節で指摘した如く、典客系統の官が諸侯王・列侯管理に専門的に關わるようになった端緒は景帝中二年令で、これによって、實質的に諸侯王位の相續および列侯位の授與・相續に關わるようになったが、こうしたことと密接に關わるのがまさに印綬の授與・回收である。實際、時代は下るが、後漢の大鴻臚も、王・諸侯・諸侯の嗣子・四方の夷狄の封者を拜する際に印綬を贊授することを職務の一つとしている⁽⁵²⁾。とすると、典客系統の官が諸侯王・列侯管理をも職掌とするようになったのは、典客が、もともと印綬の管理、とくにその授與・回收に關わる職權を有していたからではなからうか。すなわち、典客は、漢初には印綬の授與・回收という行爲を擔當していたにすぎなかったが、印綬の授與・回收という行爲が身分・地位の授與・剝脱を決定づける意味を持っていたために、景帝中二年令によって、諸侯王・列侯位の授與・相續という、その身分・地位の授與・剝脱の決定そのものに關わる職掌をも持つようになったのであろう。前稿

で指摘した如く、前漢王朝は、蠻夷に對し、固有の地位・稱號を承認しそれを二十等爵に比したり、二十等爵やいわゆる「異民族爵」などを授與していたが、⁽⁵³⁾これらは漢朝の設定する身分秩序のなかに彼らを位置づけるという點では、漢人に對する諸侯王・列侯以下の爵位の授與と同じである。とくに二十等爵の授與の場合にはまったく共通であるが、この蠻夷への二十等爵の授與が制度化され實施されたのは、景帝中二年令の翌年、中三年（前一四七）のことであった。⁽⁵⁴⁾したがって、蠻夷管理の官であつた典客は、漢人・蠻夷の區別なく適用される印綬の授與・回收に關わる職權をも有していたが、漢人・蠻夷を網羅した身分・地位の管理の一元化という方向性のもとで、兩者の身分・地位管理に共通する印綬の授與・回收を接點として、諸侯王・列侯の管理にも關わるようになっていき、その結果、太初元年（前一〇四）の主爵都尉の職掌移管を経て、前漢後半期には、第五節であげた揚雄の言うように、「爵を司る」官となるに至つたのであろう。

平勢隆郎氏は『史記』の記述に隠された漢以外の正統觀について指摘され、⁽⁵⁵⁾それに據りつつ璽印制度の面から南越について論じられた吉開將人氏によれば、南越は、漢とは異なる正統觀にもとづく「中華」體制をとり、東南中國の諸民族に對して獨自の官・爵の印を授與していた。⁽⁵⁶⁾このことから明らかのように、當時の君主（國家）にとって、印綬の授與は、自らが正統な天下の支配者たることを具現する重要な行爲の一つであつたから、それに關與していた典客系統の官は、蠻夷管理の官の一つであるとともに、本來、秦・漢國家による天下支配の根本に關わる性格を持っていた官と見ることもできよう。

おわりに

以上、前漢における典客系統の官について検討した。第一節でも述べたように、前漢の異民族統御システムについては、さらに典屬國について、屬國制の問題も含めて明らかにする必要がある。また、成帝期のころからは、尙書の一部も蠻夷に關わるようになっていた。⁽⁵⁷⁾後漢以後の狀況も含めて検討する必要がある、いずれも今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「前漢における『蠻夷降者』と『歸義蠻夷』」(『東洋文化研究所紀要』一三四、東京大學東洋文化研究所、一九九七年十二月)。
- (2) 百官表上は、典屬國を含む太子太傅から右扶風までの官を「皆秩二千石」と記すが、安作璋・熊鐵基・黎虎の各氏は、『漢書』卷五四蘇武傳の記事を根據に、典屬國を中二千石とされる。しかし、蘇武の例はその功績に對する特別待遇と見るべきであろう。安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』上册(齊魯書社、一九八四年)一六三頁、黎虎『漢唐外交制度史』(蘭州大學出版社、一九九八年)六〇頁參照。
- (3) 陳直『漢書新證』(天津人民出版社、一九五九年)、安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』上册(前掲)一五九～一六〇頁など。
- (4) 矢澤悦子「戰國秦の異民族支配と『屬邦』」(『明大アジア史論集』創刊號、一九九七年三月)。
- (5) 前掲註(1)拙稿。
- (6) 黎虎氏(前掲書五六～六九頁)は、漢代の大鴻臚の職掌を、一般職掌(禮賓)と外交職能(1. 接待來使・轉送外交文書、2. 禮賓來使、3. 主持封拜、4. 禮送使者、5. 來賓生活服務、6. 翻譯)に分けて論じておられるが、官職の改廢など一部を除いて、漢代全體を對象とされ、時期による職掌の變化にはあまり觸れておられない。
- (7) 拙稿「前漢における屬國制の形成——「五屬國」の問題を中心として——」(『史観』一三四、一九九六年三月)。
- (8) 景帝中六年と武帝太初元年の官名變更については、大庭脩『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二年)第一篇第二章第二節參照。
- (9) 『史記』卷十八高祖功臣侯者年表に、淮陰侯韓信が漢に従って「連敖典客と爲る」とあるのが、漢における典客の初見であるが、實際には漢王朝成立以前であり、また卷九二淮陰侯列傳では「連敖と爲る」とあるのみで、典客は見えず、韓信の典客就任には疑問もある。なお、裴駰『史記集解』などの引く徐廣は、連敖すなわち典客とするが、司馬貞『史記索隱』に「李奇云う、楚の官名なり。張晏云う、司馬なり。」とあり、『漢書』卷十六高惠高后文功臣表の隆慮克侯周寵の條の顔師古の注にも「如淳曰く、連敖は楚の官なり。」とあって、連敖は楚官と考えられるが、功者年表などでは、この時期の複数の人物が連敖となつてゐることから、司馬のように、同時に複数存在する官である可能性が高く、典客とは考えにくい。
- (10) 前掲註(1)拙稿の第二節の一を參照。
- (11) 以下、第六節までにおける典客・大行令・大鴻臚の任官者については、とくに本文および註で斷わらない限りは、百官表下の記事に據る。
- (12) 『漢書』卷十六高惠高后文功臣表によれば、劉揭は文帝十四年に死去しており、馮敬が典客に任官した文帝三年まで、典客であつた可能性はある。
- (13) 印綬の持つ意味については、阿部幸信「漢代における印綬

賜與に關する一考察」『史學雜誌』一〇七一—一〇、一九九八年十月）などを参照。

(14) 『史記』卷一〇一鼂錯列傳・『漢書』卷四九鼂錯傳參照。

また、武帝期の例ではあるが、『史記』卷六十三王世家によると、元狩六年（前一一七）の齊王閔・燕王旦・廣陵王胥の封建でも、封建決定までは丞相・御史大夫以下の大行令を含む諸官が上奏している（第四節參照）が、決定の下達では「御史大夫（張）湯、丞相に下し、丞相、中二千石に下し、……律令の如くす。」とあり、各王の封建の策文にも「御史大夫湯をして廟に子□を以て王と爲さしむ」とあって、諸侯王の封建でも、決定後は、御史大夫が中心的役割を果たしていたことがわかる。

(15) 百官表下は元狩元年（前一二二）に「大行令李息」と記すが、『史記』卷二二漢興以來將相名臣年表・卷一一衛將軍列傳・『漢書』卷五五衛青傳などによれば、すでに元朔五年に「大行（李）息」とある。また本文後掲の如く、元狩六年（前一一七）の三王封建の際の上奏（『史記』卷六十三王世家）に「大行令臣（李）息」とあることから、少なくとも元狩六年までは在任していたものと見られる。

(16) 『史記』卷一二三大宛列傳・『漢書』卷六一張騫傳參照。

(17) 『史記』卷一一八淮南衡山列傳・『漢書』卷四四淮南衡山濟北王傳參照。なお、この時は、武帝の命によって諸侯王・列侯もその論罪に加わっている。

(18) 『史記』卷十七漢興以來諸侯王年表・卷五一荆燕世家では元朔元年とするが、『漢書』卷六武帝紀では、元朔二年秋の

條に「燕王定國、罪有り、自殺す。」とある。

(19) 註(14)參照。

(20) 註(8)參照。

(21) 漢代の三輔については、大櫛敦弘「漢代三輔制度の形成」(池田溫編『中國禮法と日本律令制』東方書店、一九九二年所收)などを參照。

(22) 『初學記』卷十二鴻臚卿にも「漢揚雄大鴻臚箴」として引用がある。

(23) 山田勝芳「前漢武帝代の財政機構改革」(『東北大學東洋史論集』一、一九八五年)三七頁。

(24) 百官表下は、田廣明の大鴻臚任官を傳える征和四年條に「五年にして遷る。」と記し、始元四年に「大鴻臚田廣明、衛尉と爲り、五年にして遷る。」と記すが、『漢書』卷七昭帝紀の始元四年から元鳳元年までの記事に大鴻臚として記載があり(本文後掲)、卷九十の酷吏傳にも「昭帝の時、廣明、兵を將いて益州を撃ち、遷るや爵關内侯を賜り、衛尉に遷さる。」とあり、百官表下に誤りがあると考えられる。

(25) 「大鴻臚利」は、『漢書』卷四四濟北王傳(本文後掲)にしか見えず、人物を特定できない。王先謙『漢書補注』は、利は田廣明の誤りとする。

(26) 百官表下は「宋疇」とするが、『漢書』卷八宣帝紀・卷三十藝文志・卷六八霍光傳・卷七八蕭望之傳・卷八九循吏傳は、いずれも「宋畸」に作る。

(27) 百官表下によれば、魏相の御史大夫任官期間は本始三年(前七一)六月〜地節三年(前六七)六月であるから、蕭望

之の大作治禮丞就任はこの時期である。

- (28) 『漢書』卷三十六楚元王傳の劉徳の傳に「昭帝の初め、宗正丞と爲り、劉澤の詔獄を難治す。」とあり、劉澤の治罪には宗正丞も關與していた。

- (29) 『漢書』卷八宣帝紀・卷六三武五子傳・卷六八霍光傳參照。

- (30) 百官表下には「大鴻臚を守す」とある。

- (31) 百官表下の建平二年條には「畢申」とあるが、同元壽二年條は「畢由」とする。

- (32) 百官表下では不明であるが、『漢書』卷十二平帝紀の元始元年條に(本文後掲)によれば、少なくとも元年までは大鴻臚であつたことがわかる。

- (33) 百官表下には記載がなく、『漢書』卷七八蕭望之傳(本文後掲)に見える。

- (34) 任宏は『漢書』卷三十藝文志の兵家の記事にその名が見えるのみである。

- (35) 『漢書』卷十二平帝紀によれば、明堂・辟雍の建設は元始四年夏に王莽が奏上し、翌五年正月に明堂を祭っているから、蕭由の任官は四年後半のことと考えられる。

- (36) 黎虎氏(前掲書五二頁)もこの説を支持される。

- (37) 司馬貞『史記索隱』參照。また、『漢書』卷五十二灌夫傳にほぼ同文が見え、顔師古もこの解釋をとる。小竹武夫譯『漢書』中卷(筑摩書房、一九七八年)も參照。

- (38) 大鴻臚の屬官一般については、安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』上冊(前掲)一六三～一六六頁、黎虎『漢唐外交制度

史』(前掲)五三～五六頁などを參照。

- (39) ただし、治粟内史の更名のみ、百官表は景帝後元年とする。また、この記事に續く大内關係の記事も百官表は採録していないが、官名變更記事に限れば、内容に異同はあつても、大行以外のすべてを採録している。なお、大内については、工藤元男「睡虎地秦墓竹簡に見える大内と少内」(『史観』一〇五、一九八一年九月、同氏「睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會」創文社、一九九八年再録)などを參照。

- (40) 『漢書』卷四三叔孫通傳には「大行、九賓・臚句を設けて傳う」とある。

- (41) 黎虎氏(前掲書五四～五五頁)は、司儀官たる大行は、漢初には大行禮官、太初元年以降の前漢中・後期には大行治禮丞、後漢では大行治禮郎と變遷したとされる。

- (42) 王國官制の史料になるが、『漢書』卷四四淮南王傳に見える薄昭から淮南王劉長への書簡に「客の殿門に出入する者は、衛尉・大行主り、諸の從いし蠻夷の來りて歸誼し及び名數を亡がるるを以て自ら占せんとする者は、内史・縣令主る。」とあり、殿門を出入する客は、衛尉と大行が管理し、王國內に定住しようとする「歸義蠻夷」と亡名者は、内史と縣令が管理する意に解され、大行が客の管理に關わることを示唆する。また、『史記』卷四九外戚世家に、大行が立后について景帝に上奏する記事が見えるが、これも「禮儀を掌る」官としての立場によるものであろう。

- (43) 黎虎『漢唐外交制度史』(前掲)五五～五六頁。

- (44) 百官表上の中尉の條參照。

(45) 『漢書』卷九元帝紀の建昭三年(前三六)條や『漢書』卷七十陳湯傳などに「蠻夷邸」が見え、當然、大鴻臚の管轄下に置かれ、直接には郡邸長・丞が管理した可能性が考えられるが、これに關する史料はなく、不明である。また、陳湯傳の顔師古の注には「邸は、今の鴻臚客館の若し。」とあるのに對し、『後漢書』卷八八西域傳の焉耆國の條の李賢注には「今の鴻臚寺の若し。」とあり、同じ唐代の注釋でも微妙に異なる。唐の鴻臚客館と鴻臚寺については、石見清裕『唐の北方問題と國際秩序』(汲古書院、一九九八年)第Ⅲ部第三章を參照。なお、漢代の蠻夷邸については、黎虎『漢唐外交制度史』(前掲)六五～六七頁も參照。

(46) 百官表の各官の記事は概して簡潔かつ抽象的ではあるが、たとえば、後に右扶風となつて職掌が變つた主爵中尉の場合、冒頭には主爵中尉の官名と「列侯を掌る」當初の職掌を記しており、典客の場合も、漢初における職掌を記したもので、「諸侯・歸義蠻夷を掌る」とすべきではない。また「諸」字を省いても文意は通するが、前掲註(1)拙稿で指摘した如く、廣義の「歸義」は「諸」の存在を含んでおり、衍字とすべき積極的根據が見出されない限り、原文のままとすべきであらう。

(47) 大庭脩氏(前掲書二九～三〇頁)も、この時に登場した京兆尹・左馮翊・執金吾・光祿勳・大鴻臚などについて、「從來の官名とは全く異質の名稱」とされ、受命改制の思想が背景にあるとされるが、その詳細については「にわかに結論が得られそうもない」と述べておられる。なお、光祿勳につい

ては、米田健志「漢代の光祿勳——特に大夫を中心として——」(『東洋史研究』五七・二、一九九八年)參照。

(48) 「鴻臚」の字義については、石見清裕『唐の北方問題と國際秩序』(前掲)第Ⅲ部附章の注(5)などを參照。

(49) 「鴻臚」の字義解釋(註(48)參照)は、儀禮的側面から見るものと、天子による王侯・蠻夷の支配という側面から見るものの大きく二つにわけられるが、典客系統の官がそれら全てに關わるようになったのは、景帝中二年以降であるから、字義の面からも、「鴻臚」は景帝期に置かれた可能性がある。なお、大鴻臚を「鴻臚の長官」と解すると、「鴻臚」は當然その屬官と考えられるが、實際にはそのような官名は見當らない。時代は下るが、『續漢書』百官志二、大鴻臚條の本注に、「皇子、王を拜するに、印綬を贊授す。諸侯・諸侯の嗣子及び四方の夷狄の封者を拜するに及びては、臺下の鴻臚、召して之を拜す。」とあり、「臺下の鴻臚」は、特定の官ではなく、大鴻臚の屬官で諸侯らを拜する職務にあたる者を指すと解されるから、「鴻臚」は官名ではなく、典客系統の官における一種の職名ではなからうか。

(50) 栗原朋信「文獻にあらわれたる秦漢蠻印の研究」(『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年所收)、拙稿「後漢の異民族統治における官爵授與について」(『東方學』八十、一九九〇年七月)、および前掲註(1)拙稿などを參照。

(51) 註(13)參照。

(52) 註(49)所引の『續漢書』百官志二を參照。

(53) 前掲註(1)拙稿の第一・二・四節を參照。

(54) 前掲註(1)拙稿の三〇～三二頁と二四頁の表を参照。な

お、二十等爵を授與されるのは「蠻夷降者」の一部で、「蠻夷降者」は典屬國の管轄だが、蠻夷の歸服行爲への最初の對應はすべて典客系統の官が擔當していた。同五八～五九頁を参照。

(55) 平勢隆郎『中國古代紀年の研究——天文と曆の検討から

——』(東京大學東洋文化研究所、汲古書院、一九九六年)、

同氏「越の正統と『史記』」(『史料批判研究』創刊號、一九九八年)参照。

(56) 吉開將人「印からみた南越世界(前篇・中篇・後篇)——

嶺南古璽印考——」(『東洋文化研究所紀要』一三六・一三

七・一三九、東京大學東洋文化研究所、一九九八年十二月・

一九九九年三月・二〇〇〇年三月)参照。

(57) 黎虎『漢唐外交制度史』(前掲)七〇～七九頁参照。

at which they were buried and the relationship to the *ri-shu* 日書, a divination manual, draws our attention. In other words, the burials at the three tombs, i. e., Tomb No. 1 at Tian-xing-guan 天星觀, Tomb No. 2 at Wang-shan 望山, Tomb No. 2 at Bao shan 包山, where Bu-shi ji-dao jian were discovered have been dated to the mid-Warring States period. They were tombs persons of feudal lord 邦君 or grand master 大夫 status and the dates of each of the tomb owners were not far removed from one another. By way of contrast, a Bu-shi ji-dao jian has also been excavated at the small-scale Tomb No. 3 at Qin-jia-zui 秦家嘴, the age of which is uncertain. This indicates that the custom of the ruling class of Chu to employ a Bu-shi ji-dao jian as funerary object gradually penetrated into broader levels of society. The earliest *ri-shu* has been found in a small-scale tomb, thought to be from approximately the same period as the Qin-jia-zui tomb, i. e., from the early stages of the Late Warring States period. The grave owner appears to have been a commoner. In terms of content, this *ri-shu* can be seen as having many similarities to the *ri-shu* of the Qin record from Shui-hu-di 睡虎地. In considering the period of the shift from the Bu-shi ji-dao jian to the *ri-shu*, it is an item worthy of great attention. Moreover, the age of Tomb No. 2 at Bao-shan, burial of whose owner has been firmly estimated, is of a period that is circa the period of adoption of kingly titles by the states of the Warring States period. Just how these political circumstances were reflected in the Bu-shi ji-dao jian is a topic for future examination.

THE OFFICES OF DIAN-KE 典客, THE DA-XING LING 大行令, DA HONG-LU 大鴻臚 IN THE FORMER HAN

KUMAGAI Shigezō

During the Former Han the office of Chamberlain for Dependencies, then called Dian-ke 典客 (later called the Da-xing ling 大行令, which has been translated as Director of Messengers Office in English, and finally Da hong-lu 大鴻臚) was charged with the administration of subjected tribes

歸義蠻夷, and the office of the Supervisor of Dependent Countries, then called Dian-shu guo 典屬國 administered tribes that had submitted 蠻夷降者 to Han rule. Although the meanings of the terms, gui yi 歸義, i. e., those who had become subjects and returned to righteousness, and xiang-zhe 降者, i. e., those who had submitted, have been clarified, as both the offices of Dian-ke and Dian-shu guo are still obscure, by indicating the various unresolved issues concerning the two offices during the Former Han and examining the offices associated with the Dian-ke, I have clarified the following points.

Firstly, there is no indication that during the early Han the office of Dian-ke was charged with administering Imperial Marquises 諸侯 as has been previously thought, but instead that offices of Director of Interpreters 譯官令 and his Assistant Director 丞 who were charged with administering the various tribes that had subjected themselves to Han rule were under its jurisdiction. Secondly, according to the edict of the second year of the mid-reign of Jing di 景帝 (B. C. 148), the office was charged with administering Adjunct Marquises 列侯 and Feudatory Princes 諸侯王 via eulogies etc. reported to the throne and thus became associated with the Messenger Office 大行, which had previously been under a separate organizational jurisdiction and charged with leading rites. Thirdly, as a result of these factors, the edict of the sixth year of the mid-reign of Jing di (B. C. 144) ordered a governmental reorganization making the Dian-ke the leading office, but renaming it Da-xing ling to indicate that the Da-xing 大行 was a subordinate post, whose name was then changed to Xing-ren 行人. Fourthly, as a result of having been given increasing responsibilities for the administration of Adjunct Marquises and Feudatory Princes, in the first year of the year of 太初 in the reign of Wu di 武帝 (B. C. 104), the responsibility of administering the Adjunct Marquises was transferred from the office of the Commandant of the Nobility 主爵都尉, the administration of Liaison Hostel for the Commandery 郡國邸 was transferred from the office of the Chamberlain for Imperial Insignia 中尉, and the offices of Director 長 and Assistant Director 丞 for Territorial Administration 郡邸 were made subsidiary offices. Furthermore, the additional offices of Director 令 and Assistant Director of Fire Renewal 別火 were added to its jurisdiction, strengthening the aspect of administering subjected tribes.

At this time the office of Da-xing ling was renamed Da hong-lu, and the title Xing-ren reverted to the former Da-xing. Da hong-lu, meaning the director of the Hong-lu, is thought to have been a some sort of official title, which had been established in the time of Jing di, under the jurisdiction of the Dian-ke. Fifthly, thereafter the administration of the Feudatory Princes became the central responsibility of the office, and after the office of Supervisor of Dependent Countries had been incorporated into the office in the first year of He-ping 河平 in the reign of Cheng di 成帝 (B. C. 28), no further major changes were witnessed in the Da hong-lu. Sixthly, because the offices in jurisdiction Dian-ke had come to be charged with the Adjunct Marquises and Feudatory Princes due to their involvement with the administration of credentials 印綬, also resulting in their being involved in administering the statuses of both Han and subject peoples, the offices thus came to administer elevation to nobility 爵 during the second half of the Former Han. Seventhly, due to their involvement with the bestowal and removal of credentials in addition to being charged with both the administration of subject peoples, the offices within the jurisdiction of the Dian-ke can be characterized as having been deeply involved in the fundamental rule of the Qin and Han states.

**A CONSIDERATION OF THE HU-BEN BAN-JIAN 虎
賁班劍, THE VARIEGATED SWORD OF SOLDIERS
BRAVE AS TIGERS: TALES OF ORIGINS AND
IMPERIALLY BESTOWED GIFTS AND SPECIAL
PRIVILEGES IN THE HAN AND SIX DYNASTIES**

ISHII Hitoshi

The term en-ci 恩賜 refers to the various types of gifts or privileges bestowed by the emperor on his subjects. Among these gifts and privileges were special ones called shu-li 殊禮. In this article I take up the case of the Hu-ben ban-jian 虎賁班劍, a variegated sword of the soldiers brave as tigers, which is representative of the special privileges bestowed in the Han